平成２５年（フ）第１３９５号
大阪市東淀川区柴島２丁目16番27―301号
債務者　荻野　明子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０号
横浜市泉区岡津町25番地８　アドバンテージ・ヴィラ岡津106号
債務者　永沼貴子こと浅野貴子こと　任　　貴子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４１号
神奈川県大和市南林間９丁目２番６号　レオパレスＭＲＫ926―103
債務者　村井　紗綾
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５５号
横浜市西区中央２丁目40番２―1002号
債務者　小幡　恭子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５７号
神奈川県大和市鶴間１丁目14番８号　アデニュー201
債務者　曽根　克徳
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５８号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区８棟403号
債務者　佐藤佳奈女
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６２号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目215番地１　サンライズ峰岡Ｄ棟102号
債務者　大澤　啓三
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６４号
横浜市保土ケ谷区仏向町763番地
債務者　渡部大二郎
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５８号
東京都昭島市朝日町４丁目14番４―202号
債務者　渡邉　博史
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
栃木県宇都宮市上横田町880番地３　エルディムサンモリッツ203
債務者　平野　　明
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市駒生町1669番地　わかばハイツ201
債務者　石松　弘樹
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２７号
栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目３番７号
債務者　恒川　直己
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３２号
栃木県宇都宮市滝の原３丁目２番１号　ヴィラパインＡ102、前住所栃木県宇都宮市六道町１番５号　メゾン千里505
債務者　杵渕　佳男
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３３号
栃木県下都賀郡壬生町若草町３番13号　宇賀神ハイツ５号、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1116番地17
債務者　合間　孝雄
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３６号
栃木県宇都宮市双葉１丁目９番21号　双葉コーポＡ―107、前住所栃木県宇都宮市睦町９番27号　ナイスアーバン中央公園605号
債務者　谷中　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係